

一般社団法人三豊市観光交流局会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三豊市観光交流局(以下「交流局」という。)の定款第3章に基づき、会員の入退会等必要な事項について定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、総会における議決権をもち、事業・運営に参加できる個人又は法人、団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的や事業に賛同して入会した、個人又は法人・団体

(入会手続)

第3条 交流局の目的に賛同し、会員になろうとする者は、会員登録申込書(様式第1号)を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会基準)

第4条 会員の入会基準は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - ア 法人・団体にあつては、三豊市内に主たる事務所を有すること。
 - イ 個人にあつては、三豊市内に住民票上の住所を有すること。
 - ウ 総会に出席する意思を有すること。
- (2) 賛助会員
 - ア 交流局の事業を賛助するために入会した法人・団体又は個人。
 - イ 法人・団体にあつては、原則として、香川県内に主たる事務所を有すること。
 - ウ 個人にあつては、原則として、香川県内に住民票上の住所を有すること。
 - エ その他、理事会が認める事業者。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する者でないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある者でないこと。
- (5) 宿泊事業者については、原則として地域OTAへの参加を入会要件とする。

(入会金)

第5条 会員は入会承認の決定を受けた日から30日以内に、入会金20,000円及び次条に定める会費の初年度分を納入するものとする。

2 あらかじめ理事会の承認を得て、一定期間、新規入会者の入会金又は入会金及び年

会費を免除することができる。

(会費)

第6条 会員は、年会費を支払わなければならない。

- 2 会費の納入は年1回とし、原則毎年6月末までに納入するものとする。
- 3 会費は、交流局に現金で納入するか、交流局が指定した金融機関口座への振込により納入するものとする。
- 4 会費の額は、次のとおりとする。

種類	区分	年会費
正会員	個人、法人・団体	1口 15,000円 (5口以上)
賛助会員	個人、法人・団体	1口 15,000円 (1口以上)

(会員の特典)

第7条 会員は、別表に定める特典を享受することができる。

(入会金及び会費の不返還)

第8条 会員が納入した入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(禁止行為)

第9条 会員は次の行為をしてはならない。

- (1) 観光交流局の名称、役職、会員資格等を利用して相手方に誤認を与える行為
- (2) 観光交流局が特定の商品・サービスを推奨していると誤認させる行為
- (3) 会員資格を利用して過度な営業活動を行う行為
- (4) 他の会員への迷惑行為
- (5) 観光交流局の信用を毀損する行為
- (6) 法令または公序良俗に反する行為

(措置)

第10条 理事会は必要に応じて、禁止行為を行った会員に以下行うことができる

- (1) 注意
- (2) 指導
- (3) 勧告
- (4) 一定期間の会員資格停止
- (5) 除名の提案

(弁明機会)

第 1 1 条 禁止行為を行った会員には、資格停止・除名の前には本人に弁明機会を与える

(会員の退会)

第 1 2 条 会員が退会をしようとするときは、退会届（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 3 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 2 2 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 7 日から施行する。